



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *1125 統計調査の指定 (統計課)
- 1126 労働条件等実態調査の実施 (")
- 1127 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1128 公有水面埋立ての免許 (漁港課)
- 1129 " (")

○ 公告

- 和歌山県国際交流センターにおける指定管理者の募集 (文化国際課)
- 和歌山県民文化会館における指定管理者の募集 (")
- 和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集 (労働企画課)
- 和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森における指定管理者の募集 (森林整備課)

告 示

和歌山県告示第1125号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第2条の規定により、知事が指定する統計調査を次のとおり指定する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

労働条件等実態調査

和歌山県告示第1126号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査の目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成するため。

2 調査事項

事業所の現況、賃金・労働時間の状況、パートタイム労働者の雇用状況、定年制度、相談体制、育児・介護休業制度、

女性の活躍等

3 調査の範囲

事業所・企業統計調査(総務省統計局)に把握された県内に所在する次に掲げる事業所

(1) 常用雇用者が30人以上の全事業所(県内に複数の事業所がある場合は主たる事業所)

(2) 常用雇用者が10人以上30人未満の単独事業所及び本所の中から無作為に抽出した658事業所

4 調査期日

平成17年7月31日現在で実施

5 調査の方法

郵送により調査票を配布し、回収する。

和歌山県告示第1127号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 所 住 氏 名 | 指 定 年 月 日 | 道 路 | |
|------|-----------------------|--|------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2829 | 那賀郡岩出町大字岡田字上野698番1の一部 | 和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂 | 平成17年7月21日 | 6.00 | 25.25 |

和歌山県告示第1128号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許を受けた者

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点を順次直線で結んだ線及び7の地点と8の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物並びに陸地との境界線、8の地点と12の地点を順次直線で結んだ線、12の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8日付け和歌山県指令漁第111号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から317度52分53秒 230.97メートルの地点

2の地点 1の地点から353度02分05秒 78.90メートルの地点

3の地点 2の地点から83度02分05秒 3.10メートルの地点

4の地点 3の地点から353度02分06秒 5.08メートルの地点

5の地点 4の地点から263度01分20秒 5.60メートルの地点

6の地点 5の地点から353度01分20秒 0.58メートルの地点

7の地点 6の地点から263度01分20秒 44.02メートルの地点

8の地点 7の地点から174度35分41秒 11.08メートルの地点

9の地点 8の地点から83度01分20秒 22.22メートルの地点

10の地点 9の地点から128度01分42秒 4.24メートルの地点

11の地点 10の地点から173度02分05秒 67.47メートルの地点

12の地点 11の地点から218度02分34秒 4.24メートルの地点

(3) 面積

2,118.92平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の、浦2番地2の地内並びに同所同字43番地7、同

所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び7の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から355度34分25秒 185.16メートルの地点

ロの地点 イの地点から352度52分53秒 106.10メートルの地点

ハの地点 ロの地点から262度59分50秒 191.00メートルの地点

ニの地点 ハの地点から177度17分42秒 28.07メートルの地点

ホの地点 ニの地点から218度18分58秒 7.41メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から245度32分23秒 18.15メートルの地点

トの地点 ヘの地点から181度19分51秒 14.11メートルの地点

チの地点 トの地点から220度35分41秒 45.83メートルの地点

リの地点 チの地点から110度38分03秒 49.59メートルの地点

(3) 面積

23,050.10平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成17年7月19日

和歌山県告示第1129号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許を受けた者

(1) 所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

(2) 名称 由良町

(3) 代表者住所 和歌山県日高郡由良町大字網代16番地4

(4) 代表者氏名 由良町長 中井勤

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点を順次直線で結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物並びに陸地との境界線、6の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8日付け和歌山県指令漁第111号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から312度27分07秒 246.22メートルの地点

2の地点 1の地点から38度02分34秒 4.24メートルの地点

3の地点 2の地点から314度59分31秒 67.47メートルの地点

4の地点 3の地点から308度01分42秒 4.24メートルの地点

5の地点 4の地点から263度01分20秒 22.22メートルの地点

6の地点 1の地点から263度03分03秒 29.05メートルの地点

(3) 面積

3,108.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の、浦2番地2の地内並びに同所同字43番地7、同所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びりの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から355度34分25秒 185.16メートルの地点

ロの地点 イの地点から352度52分53秒 106.10メートルの地点

ハの地点 ロの地点から262度59分50秒 191.00メートルの地点

ニの地点 ハの地点から177度17分42秒 28.07メートルの地点

ホの地点 ニの地点から218度18分58秒 7.41メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から245度32分23秒 18.15メートルの地点

トの地点 ヘの地点から181度19分51秒 14.11メートルの地点

チの地点 トの地点から220度35分41秒 45.83メートルの地点

リの地点 チの地点から110度38分03秒 49.59メートルの地点

(3) 面積

23,050.10平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成17年7月19日

公 告

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県国際交流センター」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称 和歌山県国際交流センター

(2) 所在地 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8階

(3) 施設内容

| | |
|--------|---------|
| 資料閲覧室 | 175.49㎡ |
| 交流ラウンジ | 66.72㎡ |
| 事務室 | 69.70㎡ |
| 応接相談室 | 23.38㎡ |
| サークル室 | 69.04㎡ |
| 器材庫 | 22.28㎡ |
| 倉庫 | 21.72㎡ |

2 指定管理者が行う業務

(1) 和歌山県国際交流センターの維持管理に関する業務

(2) その他「和歌山県国際交流センター指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4 申請資格

(1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に和歌山県国際交流センターを管理運営し、かつ設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体で共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) 指定管理者の募集に係る現地説明会に必ず参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が説明会に参加していれば申請できるものとする。

5 欠格事項

次の各号に掲げる事項に該当する団体の申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが、次の各号に掲げる事項に該当するコンソーシアムの申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない団体

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されている団体

6 和歌山県国際交流センター指定管理者公募要項(以下「公募要項」という。)及び和歌山県国際交流センター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに現地説明会に関する事項

(1) 公募要項及び仕様書の配布

ア 配布期間

平成17年7月29日(金)から平成17年8月11日(木)

までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県文化国際課

(2) 現地説明会に関する事項

ア 日時

平成17年8月12日(金)午前10時から

イ 場所

和歌山県国際交流センター

ウ 説明内容

公募要項及び仕様書の説明並びに現地確認

エ 留意事項

a 指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

b 申請者が多数の場合、現地説明会の日時及び場所を変更することがある。

c 1団体の参加者は、2名以内とする。(コンソーシアムで申請する場合は、1コンソーシアムで2名以内とする。)

オ 参加の手続

現地説明会への参加を希望する団体は、公募要項に添付の参加申出書に必要事項を記入の上、次の手続により提出すること。

a 提出期間 平成17年7月29日(金)から平成17年8月11日(木)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

b 提出場所 和歌山市小松原通一丁目一番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県文化国際課

c 提出方法 提出場所に持参、又は郵送により提出すること。

7 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県文化国際課 担当：浜野、生駒

電話番号 073-441-2054、2055(直通)

FAX番号 073-433-1192

e-mail e0007001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県民文化会館」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 和歌山県民文化会館(以下「県民文化会館」という。)
- (2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- (3) 規模、構造等
 - ア 敷地面積 9,910㎡
 - イ 会館 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建
延床面積 16,828㎡
 - ウ 立体駐車場 構造 鉄骨造 地上7階建
延床面積 10,589㎡
 - エ 便所 構造 コンクリートブロック造 平屋
延床面積 6.08㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 県民文化会館の運営及び維持管理に関する業務
- (2) 県民文化会館の設置目的を達成するため別途仕様書に定める業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4 申請資格

- (1) 指定管理者の申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に県民文化会館を管理運営し、かつ県民文化会館の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下、「団体」という。)とする。
- (2) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (4) 県民文化会館における指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が説明会に参加していれば申請できるものとする。

5 欠格事項

次の各号に掲げる事項に該当する団体の申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが、次の各号に掲げる事項に該当するコンソーシアムの申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理者を含む。)のうち、次の各号に該当する者がある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されている団体

6 申請の手続

(1) 和歌山県民文化会館指定管理者公募要項(以下「公募要項」という。)及び和歌山県民文化会館指定管理者運営管理仕様書(以下「仕様書」という。)の配布

ア 配布期間 平成17年7月29日(金)から平成17年8月10日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県文化国際課

(2) 現地説明会に関する事項

ア 日時 平成17年8月11日(木)午後1時30分から

イ 場所 県民文化会館大会議室

ウ 説明内容 公募要項及び仕様書の説明並びに現地確認

エ 留意事項

(ア) 1団体の参加者は2名以内とする(コンソーシアムで申請する場合は、1コンソーシアムで2名以内とする。)

(イ) 現地説明会には、指定管理者募集に関して県が配布する資料一式を持参すること。

(ウ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

(3) 説明会への参加のための手続

説明会への参加を希望するものは参加申出書を次の手続により提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 平成17年7月29日(金)から平成17年8月10日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から

午後5時までの間

(イ) 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県文化国際課

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成17年7月29日(金)から平成17年8月10日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県文化国際課

(ウ) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとするとともに、提出期間内に必着するよう送付すること。

7 問い合わせ先

和歌山県文化国際課 担当松本、岡田

住所 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階

電話 073-441-2052(直通)

FAX 073-433-1192

E-Mail e0007001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県勤労福祉会館」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 施設名 和歌山県勤労福祉会館
- (2) 所在地 和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号
- (3) 施設規模
 - ア 建設年月日 昭和59年12月17日
 - イ 建築面積 781.20㎡
 - ウ 建築延床面積 3,204.76㎡
 - エ 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建
冷暖房設備有・エレベーター2基有
 - オ 駐車場 40台駐車可能(身体障害者用2台)
 - カ 敷地面積 約2,460㎡
- (4) 施設の主な内容
 - 1階 管理事務室(喫茶及び厨房部分を除く。)
 - 2階 展示室 129.34㎡
多目的室 136.28㎡
特別室 53.22㎡

- 3階 会議室(1) 48.72㎡
会議室(2) 34.01㎡
会議室(3) 34.01㎡
特別会議室(A) 89.49㎡
特別会議室(B) 44.75㎡
和室20帖 57.47㎡
- 4階 ホール(A) 196.92㎡
ホール(B) 196.92㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 和歌山県勤労福祉会館の維持運営管理に関する業務
- (2) 勤労者の福祉の増進と教養の向上に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)

4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に和歌山県勤労福祉会館を管理運営し、かつ、和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例(昭和59年和歌山県条例第37号)第1条に規定する会館の設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。

5 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第77号)等による手続をしている団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

6 和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県勤労福祉会館指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成17年8月16日(火) 午前9時30分

イ 場所 和歌山県勤労福祉会館(和歌山市北出島1-5-47)

ウ 説明会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明

(イ) 施設の見学

エ 留意事項

(ア) 募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合は、日時及び場所を変更することがあること。

(3) 説明会への参加の手続

説明会への参加を希望する者は説明会参加申込書を作成し、次により提出すること。

ア 参加申込書配付期間 (1)アに同じ。

イ 参加申込書配付場所 (1)イに同じ。

ウ 参加申込書提出期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

エ 参加申込書提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

オ 提出方法

提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

電話番号 073-441-2790(直通)

FAX番号 073-422-5004

e-mail e0606001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県植物公園緑花センター」及び「根来山げんきの森」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者の指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設を一括して管理する指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

(1) 和歌山県植物公園緑花センター

(2) 根来山げんきの森

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 和歌山県植物公園緑花センターの概要

ア 施設名 和歌山県植物公園緑花センター

イ 所在地 和歌山県那賀郡岩出町及び打田町地内

ウ 敷地面積 11.35ヘクタール

エ 施設規模 本館 RC2階 562.23㎡

その他仕様書に掲げる施設

(2) 根来山げんきの森の概要

ア 施設名 根来山げんきの森

イ 所在地 和歌山県那賀郡岩出町根来字根来地内

ウ 敷地面積 195ヘクタール

エ 施設規模 荒天避難施設 木造平屋 97㎡

その他仕様書に掲げる施設

3 指定管理者が行う業務

(1) 和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森(以下「緑花センター等」という。)の運営に関する業務

(2) 緑花センター等の維持管理に関する業務

(3) その他仕様書に記載する業務

4 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)

5 申請資格

(1) 申請資格を有するものは、指定期間中、安全円滑に緑花センター等を管理運営し、かつ和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(昭和54年和歌山県条例第9号)第1条及び根来山げんきの森設置及び管理条例(平成14年和歌山県条例第24号)第1条に規定する緑花センター等の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体若しくは置くことを予定する団体であること。

(3) 緑花センター等における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」とい

う。)に参加していること。

なお、次項に定めるコンソーシアムにあつては、代表となる団体の代表者が説明会及び現地見学会に参加していること。

6 コンソーシアムによる申請

(1) 複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

7 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請は、無効とする。

なお、構成員が次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても、無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

8 和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)、和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月15日(月)までの間(和歌山県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館
2階

和歌山県農林水産部緑の雇用推進局森林整備課

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 日時

(ア) 説明会

平成17年8月16日(火)午前10時から

(イ) 現地見学会

平成17年8月16日(火)午後1時から

イ 場所

(ア) 説明会

和歌山県那賀郡岩出町東坂本672 和歌山県植物公園緑花センター会議室

(イ) 現地見学会

和歌山県那賀郡岩出町東坂本672 和歌山県植物公園緑花センター

和歌山県那賀郡岩出町根来2277 根来山げんきの森

ウ 説明会及び現地見学会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明

(イ) 緑花センター等の施設見学

エ 留意事項

(ア) 募集要項及び仕様書を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合は、1団体当たりの人数を制限することがあること。

(3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配付

(ア) 配付期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月15日(月)までの間(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館2階

和歌山県農林水産部緑の雇用推進局森林整備課

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月15日(月)までの間(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東
別館2階

和歌山県農林水産部緑の雇用推進局森林整備課
(ウ) 提出方法

提出場所に持参すること。

9 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和
歌山県庁東別館2階

和歌山県農林水産部緑の雇用推進局森林整備課

電話番号 073-441-2977 (直通)

F A X 番号 073-432-5850

e-mail e0707001@pref.wakayama.lg.jp